

議第61号

財産（スクールバス）の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

令和3年6月1日提出

高山市長 國島 芳明

記

- | | | |
|----------|---|----|
| 1 財産の種類等 | スクールバス（瓜巢線 51人乗り） | 1台 |
| 2 取得の金額 | 23,364,164円 | |
| 3 取得の相手方 | 高山市昭和町3丁目138番地1
新田自動車株式会社
代表取締役 新田 泰昭 | |
| 4 設置場所 | 高山市国府町広瀬町2531番地1
国府スクールバス車庫 | |
| 5 取得の時期 | 令和3年度 | |